

ダイヘングループ人権方針

ダイヘングループは、ステークホルダー(お客様、社員と家族、株主、資材取引先、地域社会)に同時に幸せになってもらうこと「みんなの幸せ同時達成」を会社の目的としています。その幸せの根底にあるのは人権の尊重です。

私たちは、持続可能な社会の実現に向け、社会やお客様の本質的なニーズを探究して満足いただけるダイヘンならではの製品を開発・提供する上で人権尊重の責任を果たしていきます。

ダイヘン倫理規範との関係

ダイヘングループ人権方針(以下、本方針という)は、ダイヘングループの事業活動が、潜在的あるいは実際に人権への影響を及ぼす可能性があることを理解し、企業として人権尊重の責任を果たすことは当然のことと認識した上で「国際人権章典」、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を基に定めたもので、ダイヘン倫理規範を補完するものです。

適用範囲

本方針は、ダイヘングループで働く全ての役員・社員に適用します。また、事業活動にかかわる全てのビジネスパートナーに対しても本方針の理解を求めています。

人権尊重に対する責任

ダイヘングループは、差別・ハラスメント・強制労働・児童労働・腐敗行為の防止、多様性・結社の自由及び団体交渉権の尊重、安全な労働環境の提供などに努め人権を侵害しないこと、また、事業活動において人権への負の影響を引き起こした場合は適切に対処し、人権尊重の責任を果たすことを誓います。ビジネスパートナーやその他の関係者の人権への負の影響に対しても、人権を尊重し、侵害しないよう働きかけていきます。

(1) 人権デュー・ディリジェンス

人権尊重の責任を果たすため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施し、人権への負の影響を特定・評価します。また、それらを予防・軽減する取組みを進めていきます。

(2) 是正と救済

ダイヘングループが人権への負の影響を引き起こしたり、関与したことが明らかになった場合には、是正に取組み、影響を受けた人々に対して適切な手続きにより救済措置を講じます。

(3) 教育

本方針がダイヘングループの全ての活動に浸透・定着するように、また、人権デュー・ディリジェンスが理解され、効果的に実施されるよう、適切な教育および能力開発を行います。また、ビジネスパートナーに対して本方針を周知し、人権尊重の理解・浸透に努めます。

(4) 適用法令の遵守

ダイヘングループは、事業活動を行うそれぞれの地域において、その国の国内法および規制を遵守いたします。また、国際的に認められた人権と各国法の間に矛盾がある場合は、国際的に認められた人権を尊重するための方法を追求していきます。

(5) 対話と協議

本方針に基づく取組みについては、関連するステークホルダーとの対話と協議を行っていきます。

(6) 情報開示

本方針に基づく人権尊重の取組みについての進捗状況は、ウェブサイトや報告書を通じて開示します。

制定日 2024 年 4 月 2 日
代表取締役社長 蓑毛 正一郎